特集 困窮する大学生 コロナ禍を乗り切るために

寄稿

困窮する学生生活－新型コロナウイルス感染症拡大による大学生への経済的影響

小林　雅之
（桜美林大学総合研究機構教授）

コロナウイルス感染症は、学生生活にも大きな影響を与えている。コロナ禍により、多くの学生が、親やアルバイトの収入の減少、さらには親のリストラやアルバイトを失うことによって、経済的に非常に苦しい状況に置かれている。休学や中退を考える学生も少なくない。このような状況に対して、文部科学省や日本学生支援機構あるいは地方公共団体をはじめ、個々の高等教育機関（大学短大・高等専門学校・専門学校）や民間の育英会など、様々な支援が行われている。本稿では、こうした今大きな問題となっているコロナ禍の中での学生の状況とそれに対する学生への経済的支援（以下、学生支援）について、現状と課題を検討したい。

1. アルバイトの問題

まず、最初の大きな問題は、学生のアルバイトの減少である。各種の調査で、短期や長期など就業形態は多様であるが大学生の7割から8割がアルバイトを行っていることが確認できる。たとえば、長期にわたり２年おきに実施されている日本学生支援機構「学生生活調査」（2018年）によれば、大学昼間部の学生のアルバイト従事率は、86.1%（短期大学の学生で84.7%）となっている。この割合は長期にわたりあまり変化していない。つまり、現在の学生にとって、アルバイトは学生生活の一部になっており、その収入に依存している学生も少なくない。アルバイト従事者のうち、家庭からの給付のみで就学可能としている者は、52.0%となっている。

これに対して、家庭からの給付のみでは、「修学不自由・困難・家庭からの給付なし」は全体の34.1%となっている。これらの者はアルバイトに従事していても学生生活を送ることが困難になっていて、奨学金などで補充している者も多いとみられる。つまり、家庭からの給付とアルバイトに奨学金などを加えて学生生活を送ることが可能となっている。奨学金を受給している者の割合は不明だが、全体で奨学金受給率は約4割であるので、同じ割合とすれば、全体の約14%の学生は、家庭からの給付に加えて、アルバイトと奨学金で学生生活を送っていることになる。また、家庭給付とアルバイトのみの学生は、約2割ということになる。いずれにせよ、この全体の約3分の1の学生は、アルバイトがなくなれば、学生生活を送ることがますます困難になることは容易に想像できる。今日、コロナ禍でアルバイトを失うことで、休学、中退を考えている学生は、もともと、こうした苦しい状況にある学生と考えられる。しかも、アルバイト時間は、学生の家計所得とはあまり関係がない。つまり、多くの学生にとってアルバイトは学生生活を送る上で、やって当然ということになっているのである。

こうしてアルバイトが日常化していた学生が、コロナウイルスによってアルバイトを失い、経済的に非常に苦しい状況に置かれていることが各種の報道でなされている。しかし、実際にどの程度、コロナ禍で学生のアルバイトが減少しているのだろうか。全国大学生協連合会の調査は、全国の約3.6万人の学生を

対象としているが、アルバイト収入見通しが「大きく減少」が32%、「減少」が18.4%で合わせて半数の者が、アルバイト収入が減少するという見通しを示している（2020年4月）。なお、同調査では、家庭の収入が減少する可能性があるという回答は、35.4%となっている。また、サンプル数は500と少ないが、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した女子大生は94.9%で、そのうち「1万円未満減少」が22%、「1万円～3万円減少」が30.7%、「3万円～5万円減少」は22%と回答している調査結果もある（KIRINZ調べ、2020年8月https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000076.000019847.html）。

さらに、ひとつの推測として、「アルバイト環境は政府の緊急事態宣言の解除後もコロナ以前の水準には戻っていない。総務省の労働力調査によると、7月に24歳以下の非正規従業員は254万人だった。緊急事態宣言中の4月の234万人より20万人増えたが、2月の291万人と比べると低水準にとどまる。」（日本経済新聞2020年9月29日）ことがあげられる。これらから推測すると、現在は、まったくアルバイトができない学生よりアルバイト収入が大幅に減少した学生が多いのではないかと思われる。

2. 高等教育機関の学生支援

こうしたアルバイトの減少による学生の経済的苦境に対して、授業料の減免措置や奨学金などによって、ほとんどの大学が学生を支援している。**図1**のように、99.1%とほとんどの大学は、授業料の延納を行って学生や学生の家計の負担を軽減している。この措置は、2学期にも継続する大学がほとんどだ。

さらに、文部科学省の調査によると、大学の92.7%が、コロナ禍で経済的に困難な学生に対して何らかの支援を行っている。大学独自の支援措置としては、給付（現金、図書カード、クオカードなど）（60.4%）、貸与（無利子の貸付など）（32.6%）、物品の支援（パソコンやWi-Fiルーターの無償貸与、食品（米、地域特産品など））（44.2%）などとなっている。その他、送料無料の図書貸し出しサービスや、コピー費の補助、学内アルバイトや学内サービス（ティーチングアシスタントやピアサポーターなど）の奨励費支給や、学生寮費の減免や一時利用なども行われている。このように、各大学は工夫をこらして学生への支援にあたっている。こうした学生への支援のためのファンドレイジング（寄付募集）として、京都大学修学支援基金のようなクラウドファンディングを立ち上げた大学もある。なお、学生がオンライン授業の通信費の負担が増え

図１　授業料減免と中退等の状況

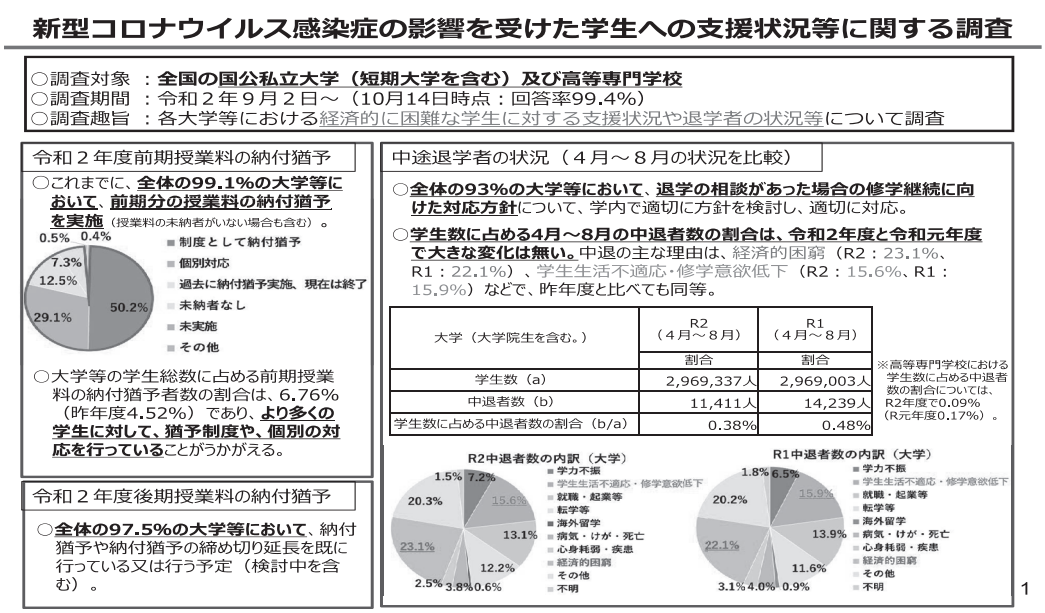

（出典）文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生への支援状況等に関する調査」2020年10月

ることも懸念されているが、大学だけでなく通信会社などでも対策が取られ始めている。

3. 様々な学生支援

国の学生支援に対する制度については、従来、日本学生支援機構の奨学金が最大のものであった。しかし、同奨学金は、2017年度に給付型が創設されるまで、給付ではなく貸与であり、返済の負担を恐れて、受給するのに躊躇する学生や家庭も少なくなかった。これに対して、コロナ禍に対する学生支援としては、丁度今年度４月から始まった新しい授業料減免と給付型奨学金の新制度（修学支援新制度、以下新制度）が適用されることとなった。このため、まずこの新制度について説明したい。この制度は、いわゆる「高等教育の無償化」と呼ばれることが多いが、下記のように、厳密には無償化はごく一部に限られる。

新制度は、消費税増税分を財源として、授業料減免と給付型奨学金を低所得層に対して行うものである。**図2**のように、年収約270万円の住民税非課税世帯（年収額は家族構成によって異なる）の高等教育機関の学生に対して、国公立学校授業料約54万円の全額免除、私立学校授業料については、約70万円の全額免除をする。給付型奨学金については、私立学校自宅外学生で約91万円を支給する。年収約300万円までの世帯の学生については、その3分の2、年収約380万円までの学生については、その3分の1を支援する。

このように、新制度は、最高で授業料免除約70万円と給付型奨学金約91万円と合わせて約161万円と、住民税非課税世帯学生に大幅な支援を行うものである。新制度は令和２年度予算では、約5,300億円が計上された。しかし、支援の対象となる高等教育機関はすべてが対象となるのではなく、一定の要件を満たす必要がある点には注意が必要である。2020年3月現在では、国公立大学と高等専門学校ではすべての高等教育機関が要件を満たしたが、私立大学では31校（全体の3.5％）が要件を満たしていない。さらに、専門学校については、1,024校（全体の37.6％）が要件を満たしていない。こうした高等教育機関に進学した場合には、世帯として要件を満たしていても、受給資格が得られない。この他、新制度には多くの問題点があり、4年をめどに見直すことが法律で規定されている（詳しくは小林雅之, 2019「大学無償化法の何が問題か　－特異で曖昧な制度設計」『世界』No. 923 220-229頁参照）。

本来、この新制度は前年度の課税所得で支給者を決定するのだが、文部科学省では、コロナ禍に対応するため、新制度は家計急変（世帯支持者の離死別・リストラなど）も対象となることから1ヶ月程度の所得だけで判定し新制度を適用することとし、3月26日に該当する学生は申請するように呼びかけた。しかし、この制度ではアルバイト収入の減少

図２　修学支援新制度の概要

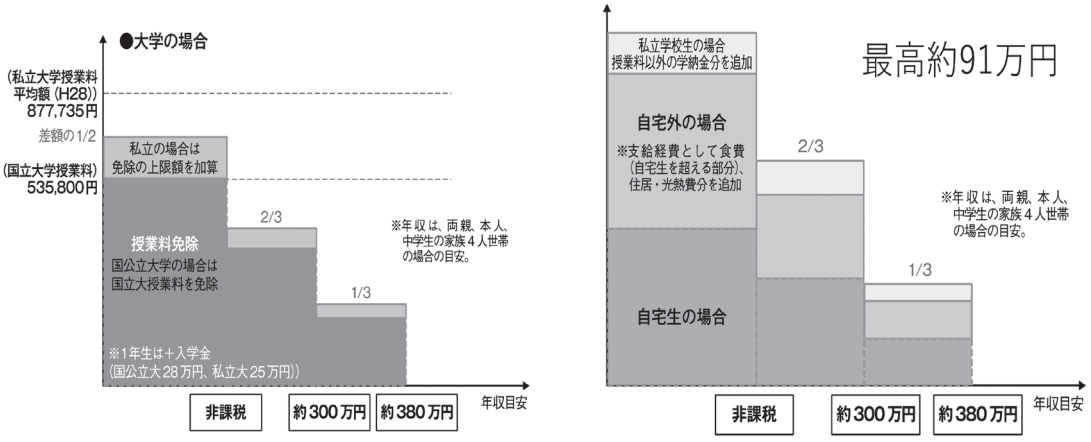

（出典）文部科学省資料。

などへの対応は含まれない。

さらに、政府は4月30日に第１次補正予算で家計が急変した家庭の学生への７億円の授業料減免に対する支援策を打ち出した。しかし、総額で約26.7兆円といわれる補正予算に対して、あまりにも少額であった。

次の支援策として、５月18日に政府は、第1次補正予算の予備費約530億円の追加の学生支援策を閣議決定した。これはアルバイトが減少した、住民税非課税世帯の学生に20万円、その他の世帯に10万円を給付するものだが、学生団体などは対象者が限定される上に少額過ぎると批判している。なお、これまでほとんど公的支援の対象になっていなかった日本語学校の学生が初めて支給対象となった。しかし、留学生のみ日本人学生とは別の成績要件を課すことには批判がある。

この実施方法は以下の通りである。各高等教育機関は、文部科学省から提示された推薦枠（給付金総額）にもとづき、６月19日までに日本学生支援機構に第1次推薦者リストを提出する。推薦の要件は7つあり、年収約380万円以下の世帯で、家庭からの多額の仕送りを受けていないこと、原則として自宅外で生活をしていること、生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高いこと、家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと、新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少していること、第1種奨学金を限度額まで利用していることなどとなっている。

これだけでも相当複雑で要件を満たさないと諦めてしまう学生もいたようだ。ただし、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者という別の要件があり、高等教育機関の裁量に任されている。このため、上記の7つの要件を満たさなくてもとにかく申請するという学生や申請を勧める高等教育機関もみられた。結果として、推薦枠以上に申請者が多くなった大学もみられる。これに対して、文部科学省では、第1次推薦に続き、第2次推薦も行い、第1次推薦で漏れた者も多く採用され、総数約42万人が支援を受けたとされている。

文部科学省と日本学生支援機構以外にも、厚生労働省などでも様々な公的支援がなされている。たとえば、休業支援金や厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予、国税・地方税の納付猶予、日本政策金融公庫の緊急融資などである。また、八王子市、京都市など多くの地方公共団体も独自の支援策を打ち出している。さらに、民間団体として、あしなが育英会では4月に約15億円、12月には約20億円（約7,600人、ひとりあたり20万円）の緊急給付奨学金を支給した。このように、様々な団体が様々な方法で学生支援を行っている。

4. 授業料後払い制度

このように大学や文部科学省、学生支援機構をはじめとする政府や地方公共団体あるいは高等教育機関、各種団体はコロナ禍の学生の経済的困難に対して様々な支援策を講じている。図1（5頁）のように、8月末までは、中退は0.38%と例年（令和元年度0.48%）に比べて多くなく、経済的理由による中退（除籍）も2割強と例年とほとんど変わらない。しかし、授業料の減免や延納は大学の財政難に直結する問題でもある。今年度末まで授業料を延納できたとしても、その後、長期にわたり延納を認めることは難しいと考えられる。延納や減免が認められないと授業料未納による中退（除籍）が増えることが懸念され、政府も第３次補正予算などで、さらなる支援策を検討していると言われている。しかし、財源に限りがある以上、給付型支援だけでなく、オーストラリアやイギリスのような卒業後の授業料後払い制度などの新しい制度の検討をすることも必要だ。授業料後払い制度は延納を卒業後まで長期にわたるものにする制度だといえるからである。これによって、4年間で支払う授業料を10年20年と長期にわたり分割して支払うことで教育費の負担を大幅に軽減できる。コロナ禍は、大学にとっても、これまで隠れていた問題を浮き彫りにした。かつてない災厄だが、これを契機に大学教育の新しいあり方や、学生支援の新しい制度の導入が検討されることを期待する。